

第109期 事業報告書

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

立飛企業株式会社

東京都立川市泉町841番地
電話 042-536-1111番(代表) 郵便番号190-8680



立飛企業株式会社

第 109 期 事 業 報 告 書

株主の皆様へ

株主の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当社の事業運営に格別のご支援とご高配をいただき厚く御礼申し上げます。

ここに、第109期（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）の事業報告書をお届けし、事業の概況をご報告申し上げます。

事 業 概 況

営業の概況

1. 企業集団の営業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、民間設備投資の増加や企業収益が改善するなど景気は回復基調に移行しつつあったものの、原油価格の上昇などにより減速感が見られ、個人消費につきましても本格的な回復には至らないまま推移しました。

当社は、当期創立80周年を迎えましたので、株主の皆様へ利益還元、株式の流通性の向上および投資家層の拡大を図るため、平成16年9月30日現在の所有株主に1株につき1.1株の割合による株式分割（無償交付）を平成16年11月19日付にて実施しました。

また、当グループにおきまして、かねてからの念願でありました社有地の用途地域見直しは、平成16年6月24日に決定され、市街化調整区域から市街化区域に編入、用途地域も準工業地域に指定替えされました。

このことは、不動産賃貸業を基幹事業としております当グループにとりまして、将来の事業展開に大きな影響を与えるものと認識しております。

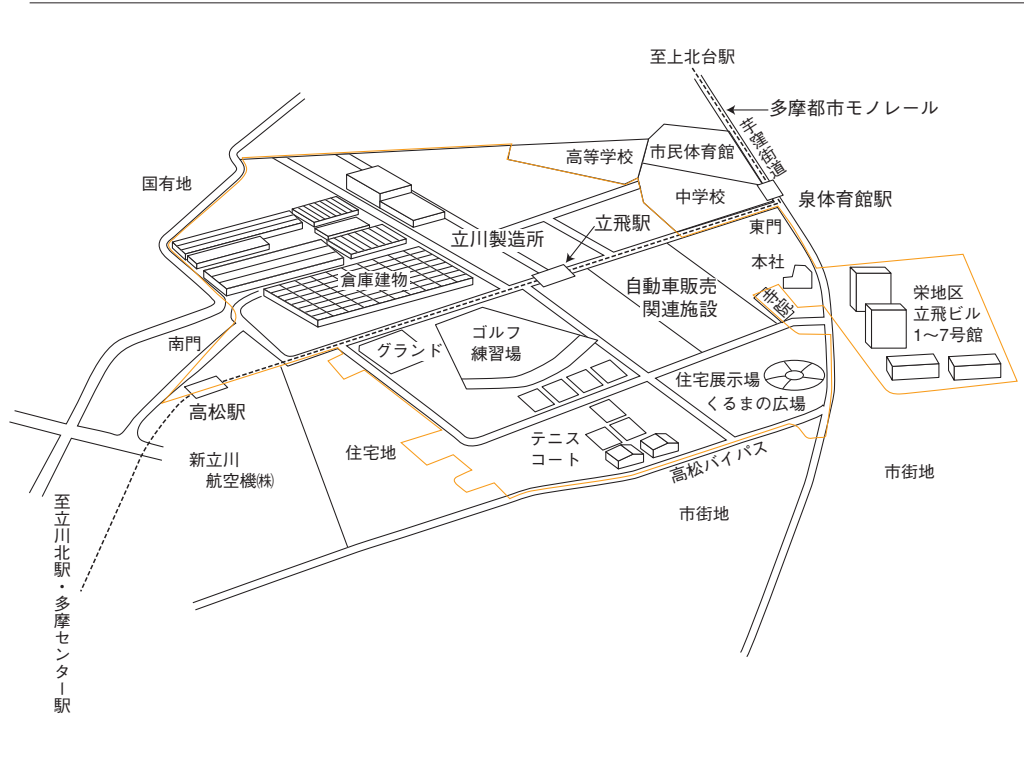
このような状況下におきまして、当グループは土地区画整理事業が進む東京都立川市泉町を基盤として、事務所用建物、倉庫および土地の賃貸ならびにゴルフ練習場の経営等を積極的に行なってまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比4.9%増の7,015百万円、営業利益は前連結会計年度比7.4%増の3,794百万円、経常利益は前連結会計年度比5.7%増の4,072百万円、当期純利益は前連結会計年度比15.7%増の2,310百万円となりました。

事業の種類別セグメントの概況は、次のとおりであります。

不動産賃貸関連事業

当関連事業におきましては、土地・建物の有効活用により社有地の価値を高めるとともに、積極的な営業活動により解約あとの後継テナントの勧



表紙：当社・立川製造所および栄地区

誘や新規テナントの開拓に努め、入居率の維持・改善や稼働率の向上に総力を挙げて取り組み、経費削減など経営の効率化に努めてまいりました。

この結果、同関連事業の売上高は、建物の一部解約はありましたが新規テナントの寄与等により、前連結会計年度比5.6%増の6,096百万円となりました。

運動施設経営関連事業

当関連事業におきましては、サービス面を含め積極的に営業努力をしてまいりますが、景気の先行き不透明感等から個人消費が伸び悩んだことや記録的な猛暑の影響等により、来場者数が減少しました。

この結果、同関連事業の売上高は、前連結会計年度比5.8%減の513百万円となりました。

その他の事業

当関連事業におきましては、電算受託業務売上が減少したものの清掃等受託業務売上と猛暑等の影響により自動販売機の飲料水売上等の増加が収益増の要因となりました。なお、施設管理等の受託業務売上と保険代理店業務売上等については、概ね堅調でありました。

この結果、同関連事業の売上高は、前連結会計年度比9.7%増の405百万円となりました。

「立川基地跡地関連地区土地区画整理事業」につきましては、引き続き都市施設の整備工事が平成17年度末の完了を目途に進められており、施行者であります都市再生機構と引き続き協議して進めてまいります。

不動産賃貸関連事業におきましては、ビル・倉庫のテナント需要の減少や借り手側の厳しい選別が引き続き予想されますが、老朽化した主要な既存建物等の建替え、社有地の有効活用の促進やテナントの入居率改善などを図るため、積極的な営業力の強化を課題としております。

運動施設経営関連事業におきましては、ゴルフ練習場への来場者数の減少など、練習場を取り巻く経営環境は厳しい状況が続くと予想されますが、お客様のニーズにあったサービスに努め、新たな客層の開拓を課題としております。

その他の事業におきましては、不動産の管理・電算機計算等の各受託業務については競争力を、自動販売機による商品売上については効率化を課題としております。

以上、各課題の達成に向け当グループ一丸となって業績の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

事業の種類別セグメント別外部売上高

(単位：千円)

区分	期別	前連結会計年度 (平成16年3月期)	当連結会計年度 (平成17年3月期)	増減比率 (%)
不動産賃貸関連事業		5,770,677	6,096,644	5.6
運動施設経営関連事業		544,898	513,426	△5.8
その他の事業		370,145	405,894	9.7
合計		6,685,721	7,015,965	4.9

2. 企業集団が対処すべき課題

当グループの経営の基本方針は、不動産賃貸業を基幹事業として資産の有効活用を図り企業価値を高め、株主の皆様をはじめ、地域社会の発展、環境に配慮した街づくりに貢献することです。

今般の東京都による用途地域の見直しが決定されたことは、当グループにとりまして、さらに企業価値を高める環境が整ったと考えておりますが、当グループを取り巻く地域経済、地域社会、地域環境に配慮しつつ慎重に対応してまいります。

また、社有地の一部を含む平成12年度から工事が着工されております

3. 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 106 期 (平成13年度)	第107期 (平成14年度)	第108期 (平成15年度)	第 109 期 (当連結会計年度) (平成16年度)
売上高(百万円)	7,027	6,793	6,685	7,015
経常利益(百万円)	3,809	3,511	3,853	4,072
当期純利益(百万円)	1,807	1,843	1,996	2,310
1株当たり当期純利益(円)	144.36	180.77	196.21	206.16
純資産(百万円)	32,590	33,979	36,118	38,288
総資産(百万円)	42,299	42,308	44,657	47,259
1株当たり純資産(円)	2,603.37	3,390.06	3,604.46	3,461.70

(注) 第107期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年9月25日企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成14年9月25日企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。なお、第109期中(当連結会計年度中)において、1株につき1.1株の株式分割を行いました。上記の会計基準に従い期首に当該株式分割が行われたものとみなして期中平均株式数を計算し、1株当たりの当期純利益を算出しております。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 106 期 (平成13年度)	第107期 (平成14年度)	第108期 (平成15年度)	第 109 期(当期) (平成16年度)
売 上 高(百万円)	6,390	6,180	6,110	6,442
経常利益(百万円)	3,609	3,275	3,493	3,796
当期純利益(百万円)	1,740	1,722	1,831	2,186
1株当たり当期純利益(円)	137.17	133.37	142.06	154.43
純 資 産(百万円)	28,400	29,723	31,332	32,979
総 資 産(百万円)	35,433	35,441	37,042	39,041
1株当たり純資産(円)	2,239.51	2,343.68	2,471.09	2,366.28

(注) 1. 第107期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年9月25日 企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。なお、第109期中(当期中)において、1株につき1.1株の株式分割を行いました。上記の会計基準に従い期首に当該株式分割が行われたものとみなして期中平均株式数を計算し、1株当たりの当期純利益を算出しております。

2. 第108期より、「商法施行規則の一部を改正する省令」(平成15年2月28日法務省令第7号)による商法施行規則の規定に基づいて計算書類を作成しております。このため、従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」は、それぞれ「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。

4. 企業集団の設備投資および資金調達の状況

① 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

区 分	金 額	内 容
	百万円	
不動産賃貸関連事業		
221号棟A	22	床補修工事
236号棟	16	外壁補修・屋根防水改修工事
立飛ビル3号館	15	屋上防水改修工事

② 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度中において、資金調達はおこなっておりません。

会 社 の 概 況 (平成17年3月31日現在)

当グループは、当社、子法人等3社および関連会社1社で構成されており、土地・建物の不動産賃貸業を主な事業内容とし、ゴルフ練習場の経営等を行っております。

会社の概況は次のとおりです。

1. 株式の状況

会社が発行する株式の総数 30,000,000株

発行済株式の総数 14,004,705株

(注)平成16年5月26日開催の取締役会決議により、平成16年9月30日現在の株主に対し、平成16年11月19日付をもって所有株式1株を1.1株とする株式分割を行い新株式1,273,155株を発行しました。

1単元の株式数 100株

株主数 2,853名

当期中の名義書換件数 283件

当期中の名義書換株数 967,983株

大株主(上位7名)

株 主 名	持 株 数	出資比率	当社の当該株主への出資状況	
			持 株 数	出資比率
	株	%	株	%
新立川航空機株式会社	6,266,909	44.7	2,412,910	21.9
石川島播磨重工業株式会社	1,403,363	10.0	—	—
株式会社みずほ銀行	625,713	4.5	—	—
ザ チェース マンハッタン バンク エスエイ ロンドン	485,186	3.5	—	—
ザ バンク オブ ニューヨーク トリシティ ジャスデック アカウ	391,200	2.8	—	—
日本トラステイ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	326,900	2.3	—	—
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー インターナショナル、リミテッド	200,040	1.4	—	—

(注)当社は株式会社みずほ銀行の持株会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの株式1,110,21株(出資比率0.0%)を保有しております。

自己株式の取得、処分等および保有

取得株式	
普通株式	17,322株
取得価額の総額	46,157千円
処分株式	
普通株式	— 株
処分価額の総額	— 千円
決算期における保有株式	
普通株式	82,240株
定款授權に基づく取締役会決議により買い受けた自己株式	
該当事項はありません。	

2. 主要な事業所

① 当社

本社	東京都立川市泉町841番地
立川製造所	東京都立川市泉町935番地
栄地区	東京都立川市栄町6丁目1番地

② 子法人等

立飛開発株式会社	東京都立川市泉町935番地（ゴルフ練習場）
泉興業株式会社	東京都立川市泉町935番地（事務所）
立飛メンテナンス株式会社	東京都立川市栄町6丁目1番地（事務所）

3. 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）
不動産賃貸関連事業	36 (-)
運動施設経営関連事業	11 (24)
その他の事業	27 (33)
全社（共通）	16 (-)
合計	90 (57)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
52名	△2名	47.5歳	18.8年

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除いております。）であり、臨時従業員は含まれておりません。

4. 企業結合の状況

① 子法人等および関連会社の状況

区分	会社名	資本金 百万円	当社の議決権比率 %	主要な事業内容
子法人等	立飛開発株式会社	23	66.7	ゴルフ練習場の経営
	立飛メンテナンス株式会社	10	50.0	不動産の管理、造園ならびに緑地管理
	泉興業株式会社	22	25.0	タバコ、飲料品の販売、 電算機計算業務受託他
関連会社	新立川航空機株式会社	551	—	一般機械器具製造販売 および不動産賃貸業

② 企業結合の成果

連結子法人等は上記の子法人等3社、持分法適用会社は新立川航空機株式会社であります。

当連結会計年度の売上高は7,015百万円（前連結会計年度比4.9%増）、経常利益は4,072百万円（前連結会計年度比5.7%増）、当期純利益は2,310百万円（前連結会計年度比15.7%増）となりました。

貸借対照表

(平成17年3月31日現在)

(単位：千円)

5. 主要な借入先

借入先および借入金残高はありません。

6. 庶務の状況

(1) 株主総会に関する事項

平成16年6月29日東京都立川市泉町841番地当本社会議室において、第108回定時株主総会を開催し、下記の事項を付議しました。

報告事項

第108期(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第108期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の主な内容は、「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成15年法律第132号)により、取締役会決議による自己株式の取得が認められたことによるものです。

第3号議案 監査役2名選任の件

本件は、林 勲氏が再選され重任、新たに山本重年氏が選任され就任いたしました。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、任期満了により監査役を退任された奥田俊夫氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い退職慰労金を贈呈することとし、その金額、時期、方法等については監査役の協議に一任することで承認可決されました。

(2) 登記に関する事項

東京法務局立川出張所において、次の登記を完了しました。

- ①平成16年6月1日ホームページアドレス (<http://www.tachihi.co.jp/>) の登記。
- ②平成16年7月6日監査役 林 勲氏の重任登記及び山本重年氏の就任登記。
- ③平成16年11月26日発行済株式総数の変更登記及び資本の額の変更登記。

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,949,412	流動負債	1,926,059
現金及び預金	5,412,955	支払手形	29,919
売掛金	14,551	買掛金	1,742
有価証券	9,400,290	未払金	176,893
商品	879	未払法人税等	926,790
前払費用	3,048	未払消費税等	55,976
繰延税金資産	81,101	未払費用	11,115
未収入金	22,557	預り金	26,282
未収収益	7,945	前受金	504,943
その他	6,082	賞与引当金	43,914
		設備支払手形	55,812
		その他	92,668
固定資産	24,091,662	固定負債	4,135,595
有形固定資産	8,971,820	長期預り保証金	3,525,774
建物	7,433,702	退職給付引当金	285,831
構築物	800,142	役員退職慰労引当金	202,080
機械及び装置	34,851	繰延税金負債	121,908
車輛及び運搬具	4,812	負債合計	6,061,655
工具器具備品	151,354		
土地	546,957	(資本の部)	
無形固定資産	1,398	資本金	1,273,155
電話加入権	1,398	資本剰余金	163,422
投資その他の資産	15,118,444	資本準備金	163,422
投資有価証券	11,831,005	利益剰余金	31,245,110
従業員長期貸付金	39,862	利益準備金	159,144
長期性定期預金	3,100,000	任意積立金	28,100,000
積立保険金	129,580	別途積立金	28,100,000
長期前払費用	1,619	当期末処分利益	2,985,965
その他	59,176	株式等評価差額金	494,329
貸倒引当金	△ 42,800	自己株式	△ 196,596
		資本合計	32,979,420
資産合計	39,041,075	負債及び資本合計	39,041,075

損 益 計 算 書

(平成16年4月1日から
平成17年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	金 額
経常損益の部	営業収益		6,442,069
	土地建物賃貸収益		
	営業費用	2,295,654	
	土地建物賃貸費用 販売費及び一般管理費	481,058	2,776,713
	営業利益		3,665,356
損益の部	営業外収益		
	受取利息	13,623	
	有価証券利息	48,803	
	受取配当金	46,480	
	雑収入	24,065	132,973
営業外費用			
支払利息	2,072		
雑支出	11	2,084	
経常利益			3,796,245
特別損益の部	特別利益		
	物件移転補償金	71,635	71,635
	特別損失		
	固定資産廃却損	34,492	
	過年度役員退職慰労引当金繰入額	181,266	215,759
税引前当期純利益			3,652,122
法人税、住民税及び事業税		1,549,774	
法人税等調整額		△ 83,840	1,465,933
当期純利益			2,186,188
前期繰越利益			799,777
当期未処分利益			2,985,965

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準および評価方法

商 品
有 価 証 券

先入先出法による低価法によっております。
満期保有目的の債券
償却原価法によっております。
関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金

一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。従業員賞与の支出に充当するため、支給見込額に基づき計上しております。

賞 与 引 当 金

退 職 給 付 引 当 金

従業員の退職金の支出に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

役 員 退 職 慰 労 引 当 金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

6. 会計処理の変更

従来、役員退職慰労金は、支出時の費用として処理しておりましたが、当期より「役員退職慰労金規程」に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しました。

この変更は、当期に「役員退職慰労金規程」が整備改定されたことを機に、役員退職慰労金の引当金計上が会計慣行として定着しつつあることを踏まえ、役員の在任期間に対応した費用の配分による期間損益計算の適正化と財務内容の健全化を図るため行ったものであります。

この変更により、当期の発生額32,093千円は、販売費及び一般管理費へ、過年度分相当額181,266千円は、特別損失に計上しております。この結果、従来と同様の方法によった場合と比べ、営業利益及び経常利益は、32,093千円、税引前当期純利益は213,360千円減少しております。

(貸借対照表の注記)

- | | |
|----------------------------|----------------------------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 14,510,394千円 |
| 2. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 | 494,329千円 |
| 3. 自己株式 | 当社が保有する自己株式の数は、普通株式82,240株であります。 |

(損益計算書の注記)

- | | |
|-------------|---------|
| 1 株当たり当期純利益 | 154円43銭 |
|-------------|---------|

利 益 処 分

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	2,985,965,972 円
これを次のとおり処分いたしました。	
株 主 配 当 金	556,898,600 円
1株につき 40円 (普通配当 10円) (特別配当 30円)	
役 員 賞 与 金 (うち監査役賞与金)	35,000,000 (4,800,000)
別 途 積 立 金	1,500,000,000
計	2,091,898,600
次 期 繰 越 利 益	894,067,372

(注) 株主配当金には自己株式82,240株分は含まれておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成17年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,797,979	流動負債	2,005,155
現金及び預金	7,226,469	支払手形及び買掛金	71,481
受取手形及び売掛金	40,523	未払金	181,925
有価証券	9,400,290	未払法人税等	954,813
たな卸資産	8,555	賞与引当金	71,401
繰延税金資産	95,977	前受金	484,854
その他	26,307	その他	240,679
貸倒引当金	△ 144	固定負債	3,603,569
固定資産	30,461,785	繰延税金負債	126,235
有形固定資産	8,983,014	退職給付引当金	294,042
建物及び構築物	8,239,234	役員退職慰労引当金	202,080
機械装置及び運搬具	43,043	長期預り保証金	2,981,210
土地	546,957	負債合計	5,608,725
その他	153,779	少数株主持分	3,362,750
無形固定資産	1,805	(資本の部)	
投資その他の資産	21,476,965	資本金	1,273,155
投資有価証券	18,065,711	資本剰余金	416,510
繰延税金資産	1,705	利益剰余金	36,280,916
長期性定期預金	3,200,000	株式等評価差額金	709,335
積立保険金	149,300	自己株式	△ 391,629
その他	103,048	資本合計	38,288,288
貸倒引当金	△ 42,800		
資産合計	47,259,764	負債、少数株主持分及び資本合計	47,259,764

連結損益計算書

(平成16年4月1日から
平成17年3月31日まで)

(単位：千円)

科		目	金	額
経常	営業損益の部	売上高		7,015,965
		売上原価	2,744,051	
	販売費及び一般管理費	477,579	3,221,631	
損益の部	営業利益の部	営業利益		3,794,334
		営業外収益		
	受取利息	63,194		
	受取配当金	20,151		
	持分法による投資利益	157,759		
	保険金収入	13,224		
	その他の	26,325	280,654	
	営業外費用			
	支払利息	2,072		
	その他の	30	2,103	
経常利益				4,072,886
特別損益の部	特別利益			
	貸倒引当金戻入額	0		
	物件移転補償金	72,864	72,864	
	特別損失			
固定資産廃却損	34,927			
過年度役員退職慰労引当金繰入額	181,266	216,193		
税金等調整前当期純利益				3,929,556
法人税、住民税及び事業税		1,602,206		
法人税等調整額		△ 81,510	1,520,696	
少数株主利益				97,924
当期純利益				2,310,935

(連結計算書類作成のための基本となる事項)

1. 連結の範囲等に関する事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子法人等の数 3社
- ② 連結子法人等の名称 立飛開発㈱、泉興業㈱、立飛メンテナンス㈱
- ③ 非連結子法人等の名称 該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用会社数 1社
- 会社の名称 新立川航空機株式会社

2. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品 先入先出法による低価法によっております。
- ② 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。
その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)
時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法によっております。
- ② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員賞与の支出に充当するため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職金の支出に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 連結子法人等の資産及び負債の評価の方法

全面時価評価法によっております。

(7) 連結調整勘定の償却の方法及び期間

連結調整勘定の発生及び償却はありません。

(8) 利益処分項目等の取扱いに関する事項

連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しております。

3. 会計処理の変更

役員退職慰労金は、当社は従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計年度より「役員退職慰労金規程」に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しました。この変更は、当連結会計年度に「役員退職慰労金規程」が整備改定されたことを機に、役員退職慰労金の引当金計上が会計慣行として定着しつつあることを踏まえ、役員の内任期間に対応した費用の配分による期間損益計算の適正化と財務内容の健全化を図るため行ったものであります。この変更により、当連結会計年度の発生額32,093千円は、販売費及び一般管理費へ、過年度分相当額181,266千円は、特別損失に計上しております。この結果、従来と同様の方法によった場合と比べ営業利益及び経常利益は32,093千円、税金等調整前当期純利益は213,360千円減少しております。

(連結貸借対照表の注記)

有形固定資産の減価償却累計額

14,552,121千円

(連結損益計算書の注記)

1株当たり当期純利益

206円16銭

役 員

(平成17年6月29日現在)

代表取締役社長	高	橋	勝	寿
専務取締役	川	本	長	功
常務取締役	花	房		宏
取締役	齊	藤	大	海
取締役	村	山	正	道
取締役	石	戸	敏	雄
常勤監査役	林			勲
監査役	山	本	重	年
監査役	加	藤	正	就
監査役	平	賀	啓	義

会 社 の 経 歴

- (1) 株式会社石川島飛行機製作所時代
- (2) 立川飛行機株式会社時代
- (3) 特別経理会社時代
- (4) 立飛企業株式会社(現在)

- (注) 1. 取締役石戸敏雄氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
2. 監査役林勲、山本重年、加藤正就および平賀啓義の4氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

会 社 の 経 歴

(1) 株式会社石川島飛行機製作所時代

- 大正13年11月 株式会社石川島飛行機製作所の商号で創立。
資本金100万円、1/4払込み、この全額を株式会社東京石川島造船所（現在の石川島播磨重工業株式会社）が出資し、株主総数10名、初代表取締役社長に渋沢正雄氏就任。工場は東京市京橋区月島西仲通9丁目7番地（現在の勝どき橋寄り）。
- 大正14年11月 陸軍航空本部から三菱、川崎、中島の3社とともに試作偵察機の競争設計に参加方を命ぜられる。
- 大正15年2月 試作設計に合格し、2機の試作製造を命ぜられる。
- 大正15年5月 設計および製作顧問として、ドイツの航空技師グスタフ・ラハマン博士を招く。
- 大正15年6月 第2代社長に渋沢武之助氏就任。
- 大正15年12月 東京府北多摩郡立川町、陸軍飛行第5連隊の飛行場隣接地に敷地を買収し、工場の建設に着手した。
- 昭和2年4月 英国シラス発動機会社から、シラス発動機の製作権を取得した。
- 昭和2年12月 競争試作偵察機は数次の改善を加えて審査試験に提出したが、川崎航空機株式会社の全金属製偵察機に凱歌が上り失格となる。
別に「シラス発動機」を着装した石川島型練習機を試作して審査に提出し、己式1型練習機として採用運動を開始した。
- 昭和3年4月 前述偵察機の競争試作に参加努力した実績が認められ、陸軍航空本部の指定会社となる。
指定と同時に陸軍の88式偵察機の初注文を受ける。
- 昭和3年7月 資本金を200万円に増資。優先株増資とする。
- 昭和3年12月 88式偵察機第1号機を納入した。
- 昭和4年4月 労資一体の親睦機関として鳳友会を設立した。
- 昭和5年3月 月島工場を廃止して整備のでき上がった立川工場に移転した。
- 昭和5年9月 本社を東京市麴町区丸の内1丁目6番地海上ビル内に移転した。

- 昭和6年5月 海防義会は当社製作の石川島型練習機に「青年日本号」と名づけて、ローマ訪問の壮途に就き1万4千斤を翔破（しよは）して当社練習機の真価を海外に披瀝（ひれき）した。
- 昭和8年5月 優先株式の条件を変更した。
- 昭和8年9月 石川島飛行機健康保険組合の設立を認可される。
- 昭和9年3月 陸軍省から陸達第1号が発令され、以後陸軍航空本部との契約には陸軍財務監督官の査閲を要することとなった。
- 昭和9年4月 会社創立以来石川島型練習機の試作研究にそそいだ努力が当局に認められ、陸軍練習機（キ-9）の試作を命ぜられる。
- 昭和9年12月 会社創立以来10年にして初めて自社の設計による軍用制式機「95式1型練習機」を製作した。
この機種が世にいう「赤トンボ」で、終戦時まで長期にわたって活躍したもので、この製作によって当社発展の基礎が確立され、同時に創立10周年のよい記念ともなった。
- 昭和10年4月 私立石川島飛行機製作所青年学校の設立を認可される。
- 昭和10年6月 引続いて試作を命ぜられた（キ-17）も審査に合格し「95式3型初歩練習機」と名づけられ益々業績発展の光明を得た。
- 昭和10年8月 陸軍少将横山虎三郎氏専務取締役役に就任。
- 昭和11年2月 渋沢武之助氏社長を退任。
- 昭和11年5月 門野重九郎氏代表取締役会長に就任。

(2) 立川飛行機株式会社時代

- 昭和11年7月 軍側の要請により商号を立川飛行機株式会社と変更。新社名による株式を発行。全株式の引換を了した。
資本金を400万円に増資した。
戦局の拡大するに伴い軍側より施設の増強を命ぜられ、工場の隣接地域を買収、さらに砂川村所在地の買収にも着手して施設の拡充に努める。
- 昭和12年9月 昭和5年以来航空機用発動機を数種研究試作中であったが、その専門工場にあてるとなると東京市品川区東品川5丁目所在の高速機関工業株式会社を買収したが、陸軍当局の容認するところとならなかったため、ついに機体だけを製作する飛行機会社と

昭和中12年12月 資本金を1千300万円に増資した。

昭和中13年4月 指定会社(工場)となった後、川崎航空機および中島飛行機両会社の設計による軍用制式機の製作転換期の受注製作に当たっていたが、その実績を陸軍当局から「全金属製機体の製作技術も充分習得しているもの」と認定されて、低翼単葉の全金属製機「直接地上協同偵察機キ-36」の設計試作を命ぜられ、これに成功して、初めて全金属製の自社設計による軍用制式機を製作できることとなった。

昭和中13年9月 95式1型および3型両練習機種の種類により会社の業績は好転し、昭和3年の財界不況時に増資した100万円の優先株式を普通株式に変更することができた。

昭和中15年4月 親睦機関鳳友会の解散命令が当局から発せられ、それ以後は改組して、立川飛行機株式会社産業報国会となり、大日本産業報国会の指令の下で行動することとなる。

昭和中15年6月 全金属製双発高等練習機(キ-54)の試作を命ぜられ、これまた見事に合格し、この機種は終戦時まで軍用旅客機として活躍した。

昭和中16年11月 第3代代表取締役社長に横山虎三郎氏就任。

昭和中17年8月 22日高松宮宣仁殿下には戦時増産体制の当社各施設を親しくご視察された。

昭和中17年9月 資本金を5千万円に増資した。

同時に山梨県釜無川べりに甲府製造所を新設することを決定した。

昭和中18年5月 さらに岡山県児島湾岸を埋立して岡山製造所を建設することを計画した。

昭和中18年9月 立飛職域奉公貯蓄組合、内閣総理大臣から成績優秀組合として表彰を受ける。

昭和中19年1月 軍需大臣から軍需会社に指定される。

門野重九郎、横山虎三郎の両氏代表取締役を退任し、生産責任者として横山虎三郎氏が任命された。

また会社の呼称も「皇国第1790工場」となって挙国戦時体制下に入った。

昭和中19年3月 立川駅からの鉄道引込線が竣工開通した。

また立川飛行機株式会社附属病院も完成した。

昭和中19年7月 朝日新聞社が皇紀二千六百年記念事業として計画した(A-26型)長距離連絡機は、陸軍当局の後援の下に(キ-77)として、各飛行機関係の技術陣の総力結集によって完成され、昭和19年7月4日に滞空時間57時間11分58秒、航続16,435軒の新記録樹立という大成功を収めた。

当社はこの経験を生かし(キ-74)長距離爆撃機の試作に成功し、終戦時までには14機を完成納入したが、実戦に活躍するには至らなかった。

昭和中19年8月 陸軍中将安藤三郎氏新たに生産責任者(第4代社長)に任命され、横山虎三郎氏退任。

昭和中20年2月 2月17日に第1回爆撃を受け、以後引続く警報下に操業を続けていたが戦局の逼迫(ひっばく)に伴い3月4日、4月4日、4月24日と、たて続けに大空襲に遭(あ)い死傷者は続出し、施設も大破されたため、生産は急減し、後を追った8月1日の空襲はさらに生産低下の度を高めたので、工場の疎開は益々急を要する事態となった。

しかしながら新設中の甲府、岡山両製造所の生産能力は未だ発揮するに至らず、総生産力は低下の一途をたどるという悲惨な状況となった。

昭和中20年8月 ついに15日の大詔喚発によって敗戦となり、必然的に事業閉鎖となった。

当時の払込資本金は4千375万円である。

昭和中20年9月 4日には、進駐軍によって全施設を接収されたため、18日全従業員を解雇した。

当時の在籍総人員42,332名。

清算ならびに整理要員として900名を再雇用した。

昭和中21年1月 賠償工場(39-45)に指定される。

昭和中21年3月 安藤三郎社長退任し、浅川真砂氏第5代代表取締役社長に就任。

(3) 特別経理会社時代

昭和21年8月 軍需に基づく補償は打切りとなり、この後処理の手段として特別経理会社応急措置法が公布され、当社も特別経理会社に指定され、前途多難となる。

昭和21年10月 企業再建整備法が公布され、清算業務は法制下に開始される。米、極東空軍立川基地司令官から、従業員ならびに保有資材類の全量提供を命ぜられると同時に米空軍業務従事者以外の清算業務担当員は、旧施設外に退去を命ぜられる。

昭和22年3月 債権者側の特別管理人として、株式会社日本興業銀行理事島田英一、株式会社小糸製作所取締役副社長山本信吾の両氏就任。

昭和22年4月 浅川真砂社長公職追放令により退任し、渋谷澄氏第6代代表取締役社長に就任。
また会社側の特別管理人として渋谷澄、川崎淑男両氏就任。

昭和22年7月 山梨軍政部の命により、やむなく甲府製造所を閉鎖し、その全敷地405,622坪は自作農創設特別措置法の適用を受けることとなる。
建物2,331坪は大成建設株式会社に売却を依頼して処分した。

昭和23年2月 過度の経済力集中排除法の指定を受けたが、5月に解除となる。

昭和23年7月 岡山製造所の土地1,071,644坪、建物9,335坪、その他の一切を、特別管理人株式会社日本興業銀行の斡旋（あっせん）により、旧土地所有主である藤田興業株式会社に譲渡し、これによって甲府、岡山両出先製造所所在の資産処理は大体終了し、その後は賠償指定機械類の管理と保全措置を残すだけとなる。

昭和23年8月 従業員の将来の不安を解消するため企業の再建をめざして第二会社の設立を整備計画中に織り込もうとしたが、第一債権者である特別管理人の容認が得られず、やむを得ず、解散のみを目的とする整備計画認可申請書を主務官庁に提出した。

昭和23年11月 渋谷澄社長退任し、川崎特別管理人の下に社務の遂行を期することとなる。

昭和24年6月 上述整備計画認可申請書提出後、清算の完遂を図る一方、

当時当社と同様の事情下にあった他の特別経理会社の債務返済成績などを多方面にわたって調査検討した結果、当社の債務返済などの経理状況は他の会社のそれに比して相当良好であることが判明した。

これに力を得て、それまでの会社解散目的の整備計画を改め、企業再建整備計画を進めることができる様、主務官庁に熱心に陳情運動を繰り返し行った結果、「特別管理人会の当社に対する決定は苛酷（かこく）である。」との判定の下に、次の決定通知を得た。すなわち

現状のまま解散するという本計画を改めて「一部の資産をもって第二会社を設立し、旧会社は解散する。」ということに変更することが妥当である。

この決定に基づき、再認可申請書の起案に着手した。

昭和24年7月 企業再建整備法第16条の規定に基づき、整備計画再認可申請書を全特別管理人の承認を得て提出した。

昭和24年9月 認可書下附
昭和20年勅令第657号の規定による会社解散は連合軍最高司令部の諒解覚書（日付番号）3006（7 SEP—49）ESS/FTP（ESS/AC）をもって認可。

昭和24年11月 第二会社（現在の新立川航空機株式会社）を15日設立し、初代表取締役社長に川崎淑男氏就任。
翌16日再認可申請書に基づき会社解散の登記をする。
川崎淑男氏代表清算人に就任。

昭和24年（ヒ）第204号により期日前債務弁済許可を申請し、商法第427条第2項により東京地方裁判所民事第8部の決定を受け、その許可弁済額をただちに支払い、清算完了への第一歩とした。

昭和25年1月 旧施設内から追放されて久しく他会社の施設内で執務を余儀なくされていた清算業務は、漸く立川市の一隅に事務所を新設して移転した。

昭和25年2月 米空軍は接収以来当社所有地域を国有地と誤認し続けて、当社の所有権を否定していたが、立証物件を添えて陳情を重ねた結果、漸く総司令部の容認するところとなり、当社は日本政府と賃貸借契約を結ぶ運びとなる。

この契約成功により、三菱重工業、中島飛行機両会社の施設所有権も同時に認められたので、両会社から厚く感謝された。

昭和25年 3月 所有権が認められると同時に第一債権者から、この地域を戦時補償特別税として物納せよとの強い主張があったが、これを排除して、国税局に対し当該特別税は金納とすることを要請し、これが許可されたので、その金額72,559,602円⁸⁸を即時完納、当社現在の存続基礎が築かれた。

昭和25年 4月 接収部隊司令官は朝鮮事変勃発の危機が迫るにつれて好意を示す様になり、懸案となっていた施設内に残存していた当社所有資材の不法占有に対する抗議も容れて「調査の結果貴社所有物件なることが判明した。」として返還され、これによって被接収区域内の未解決事項はほぼ解決して、清算業績の向上に役立った。

昭和27年 6月 賠償機械として指定され、所有主たる当社の手を離れていた機器類は、講和条約の発効によって指定を解除され、また接収期間中使用されていたこれらの機器に対しては、翌28年5月にそれぞれ補償された。

昭和27年 7月 当社の現物出資により設立した第二会社の株式は、法の定めるところにしたがい

債権者 …………… 312,000株 …………… 78%

当社株主 …………… 88,000株 …………… 22%

として割当てた。

当社株主の割当てが僅少となっているのは、資本金に対し債務が多額であったため、株主に対しては所有株数100株に対し8.8株という割当てで1割にも達せず、このため第二会社の株主構成は債権者偏重という形となった。

よって極力会社側の得る資産によって債務を完済し、株主の特別損失負担額を軽減して全株主の期待に添うべく決意を新たにした。

昭和29年 6月 上述の決意を実現させるためには企業再建整備法の改正の必要があったので、その改正の合理性について陳情運動に努力した結果、ついにその改正が実現して特別損失負担金の会社側支払が可能となった。

昭和29年 9月 清算は好結果に進展したので、この実態を大蔵省に陳情し、資産再評価法の適用承認を受け、資産再評価法の期限切れ寸前に実施することができ、会社存続後の内部留保にも裨益（ひえき）したと同時に、10億円の再評価積立金は会社の業績に順応しつつ後日株主に無償増資ができる基礎となり、また会社創立30周年の記念ともなった。

昭和29年12月 特別損失負担金の全額支払を容認され、仮勘定締切日を昭和29年12月31日と当局より指定されたので、ただちに株式会社日本興業銀行に全額を完済した。

昭和30年 2月 株主に対しては株券の提示を求めて1株当たり45円の特別損失負担額の支払をすると同時に、一般債権者にも同様に支払を済ませた。

この支払に要した戦時中の債務額は次のとおりである。

1	株主特別損失負担金	45,000,000.00 ^円
2	戦時補償特別税	72,559,602.68
3	日本興業銀行	329,777,367.45
4	一般債権者	32,155,850.70
合 計		479,492,820.83 ^円

この支払完了により特別経理会社の汚名は抹消された。

(4)



立飛企業株式会社（現在）

◎会社の継続 「資本金の9割を切捨てて、固定資産は物納、債務は認可された額をすみやかに支払い、早期に清算を終結せよ。」との当初の決定方針を切替え、物納は金納とし、債務の総額を完済して、会社の存続を新方針として、強い決意をもって努力した結果、仮勘定実現可能の見通しがついたので、清算の実績をもって法務省民事局に請願を重ね、その容認するところとなったため、昭和30年5月20日開催の定時株主総会において、多年の宿願であった「会社継続」は満場一致をもって可決された。多数清算会社中での好ましい終結を勝ち得た第一陣としての榮譽になった。

◎商号の変更 会社の継続ができたと同時に商号を立飛企業株式会社と変更し、第7代代表取締役社長に川崎淑男氏就任。

◎清算の完結 会社継続後も極力旧債権の回収に努めるとともに旧債務の支払をも推進し、昭和34年3月末には海外居住株主等の特殊事情の方々を除き支払も完結し、清算剰余金（利益金）を3億318万587円計上する成果を挙げた。

◎清算剰余金に対する課税問題 清算剰余金課税問題は会社継続後最も苦心したもので、この申告手続に関して主務官庁に指導を要請したが少しも進展せず、昭和33年度末となって漸く国税庁長官から当社清算所得税に対する特別通達が発せられ、解決の緒を得たが納得するまでには至らず再審査請求の申出をした結果、昭和35年1月に至って両者応諾して解決した。引続いて地方税の折衝に入り、紆余曲折（うよきよくせつ）を経て昭和37年3月に至って完納となり、この問題は7年振りで解決した。

◎清算積立金 課税の解決により清算剰余金より法人税、事業税、市町村税を支払った差引残金1億349万707円を清算積立金として特別勘定科目で報告することとし、特別経理会社の苦しかった歴史を将来にわたって記録に残すこととした。

◎増資 特別経理会社としての指定を受けたことにより9割減資の法的規制を受ける苦境にはおかれたが、上記の経過をたどって最悪の事態には至らず、まず資本金は5千万円に復元した上、株主特別損失負担金として資本金の9割に該当する4千500万円の特別支払をすることができて、実質的には特別経理会社としての期間中においても正常運営会社同様の配当があったこととなり、株主より多数の感謝の言葉を得た。

商号変更後は必然的に旧債務による支払もなく、その損失も僅少となったので、その推移に順応し株主に還元するため、次のとおり再評価積立金を取りくずして、全額無償倍額増資を2回実施した。

すなわち

第1回 …… 31—7—1 …… 50,000,000円

第2回 …… 33—7—1 …… 100,000,000円

資本金総額は2億円となる。

◎株主配当増資 昭和35年に不動産侵奪罪に関する法律が公布されたのを契機として、戦後久しく不法占拠されていた社有地約2万坪について、不法占拠者の地上物件の排除を企図したが、これに要する資金は株主各位の出資に依存する以外に途がなかったため、昭和35～39年の5ケ年間連続して協力を願い資本金を3億5千138万4千円とし、その差額をこの資金として裁判諸費、離作料、整地費ならびに新規設備費に充当し得たのでその後はこれらの土地を含めて活用し事業の伸展を期することとなる。

◎東京証券取引所に上場 昭和36年10月2日有価証券市場規定の改正により東京証券取引所第2部上場会社に指定された。

◎砂川町と立川市との合併成立 昭和38年5月1日に当社施設の大部分が所在する砂川町と立川市との合併成立を機に本社事務所を新築し本店所在地を変更した。

戦後農地改革により規制を受けていた本社地域一帯も昭和40年3月20日農地法の適用が解除となったため会社名への登記も完了し、7年振りにて全土地の所有権確保の成果を挙げ得た。

- ◎創立45年記念 昭和44年5月20日会社創立45年を記念し、1割2分の株式配当を行い、資本金を増資して総額3億9千355万50円となる。
同時に会社の発行する株式の総数株を3千万株に変更した。
同年7月31日会社創立45年の記念祭典を東京都立川社会教育会館ホールに千余名を招待して盛大に挙行了。
- ◎提供地の返還申請 昭和35年に続き、再度昭和45年1月31日付をもって立川基地提供地の一部返還申請を主務官庁東京防衛施設局に提出した。
- ◎殉職者25年祭 太平洋戦争中爆撃のため殉職した当社関係155柱の慰霊25年祭を昭和45年5月1日、立飛神殿で執行了。
- ◎株券の引換 従来その形体や記載事項が会社の記念事項に通ずるものとして引続いて使用していた旧株券を、東京証券取引所株券上場審査基準に規定された形式に統一されることになったのを機会に、新株券に改め昭和46年3月31日引換完了した。
- ◎上村社長就任 昭和48年3月28日上村健太郎氏第8代表取締役社長に就任。
- ◎創立50年記念 昭和49年5月29日会社創立50年を記念して、5分の株式配当を行い、資本金を増資して総額4億5千41万8千円となる。
同年11月1日社内において祝典を行った。
- ◎提供資産の返還 昭和51年5月31日付をもって、極一部の土地を除き立川基地の当社提供資産が返還され、直ちに会社を挙げてその整備修復に努め、以後立川製造所として活用し事業の伸展を企図することとなる。
- ◎教育用地の譲渡 東京都ならびに立川市の要望により、都立高等学校建設計画に基づき、昭和52年3月18日東京都に対し返還土地の一部26,451.91㎡を学校用地として譲渡。
- ◎提供資産の返還記念 昭和52年6月29日提供資産返還記念として、株主配当金5分増配の1割7分とし、うち1割の株式配当を行い、資本金5億3千509万6千500円となり、併せて東京証券取引所第二部上場の資格を維持した。
- ◎乙幡社長就任 昭和52年6月29日乙幡平之助氏第9代表取締役社長に就任。
- ◎立川基地返還 昭和52年11月30日立川基地は米軍から全面返還となり、当社の一部未返還土地9,271.98㎡も同時に返還となり永年米空軍に提供の全資産が返還となる。
- ◎殉職者追悼法要 太平洋戦争による殉職社員155柱の33周忌慰霊追悼法要を昭和53年4月22日、本社隣接の光隆寺別院において執り行った。
- ◎特別配当 昭和53年6月29日株主配当金4分増配の1割6分とし、うち1割の株式配当を行い、資本金5億8千860万6千150円となる。第二会社新立川航空機株式会社の東京証券取引所第二部の上場資格（浮動株主数）維持のため、当社所有の同社株式171,000株を放出した利益の一部を株主に還元せるもの。
- ◎会計監査人選任 昭和53年6月29日開催の取締役会において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく会計監査人として、東京都港区虎ノ門1丁目17番3号（第12森ビル）太陽監査法人を選任。
- ◎都立高校用地譲渡の代替資産の取得 昭和54年3月までに都立高校用地譲渡の代替資産として、倉庫用建物7棟25,624.11㎡の新築とそのほかの所要設備等を取得し、今後の増収を図る。
- ◎テニスコート施設の新設 昭和54年4月15日テニスコート施設（17面）新設し営業開始する。（ルーデンステニスクラブ）
- ◎記念配当 昭和54年6月29日会社創立55年を記念して、株主配当金5分増配の1割7分とし、うち5分の株式配当を行い、資本金6億1千803万6千450円となる。
- ◎日本経済新聞の優良企業に選定 昭和54年8月25日発表の日本経済新聞「上場企業ランキング（53年度）」で「総合評点」第43位「堅実性」では第1位に評価選出される。（53年度NEEDS総合評価ランキング）
- ◎高松宮宣仁殿下のご視察（第2回） 昭和54年9月9日高松宮宣仁殿下には親しく当社各施設をご視察になり、戦時中の昭和17年に続く再度のご来社である。
- ◎子会社株式の処分 商法改正に対処し、昭和57年8月20日保有する新立川航空機株式会社の株式381万株を立飛開発株式会社へ譲渡する。

- ◎改正商法の施行 昭和57年10月1日改正商法施行となる。1単位の株式の数は1,000株とする。
- ◎ゴルフ練習場の新設 昭和57年10月8日ゴルフ練習場施設を新設し営業開始する。
- ◎名義書換代理人の設置 名義書換代理人として東京証券代行株式会社を選定し、昭和58年6月30日より株式事務を委託する。
- ◎東京事務所の閉鎖 株式事務の取次所として設置していた東京事務所は、昭和58年6月30日を以って閉鎖。
- ◎創立60年記念 昭和59年6月29日会社創立60年（11月1日）を記念して、株主配当金8分増配の2割とした。
- ◎立飛ビル1・2号館の完成 土地の有効利用を図るため、昭和60年10月立飛ビル1号館（地上9階・地下1階9,404.⁴⁶m²）同12月には立飛ビル2号館（地上3階8,541.⁴⁰m²）を栄地区（旧川崎工場）に建設した。
- ◎提供資産返還10周年記念 昭和61年6月27日提供資産返還10周年（5月31日）を記念して、株主配当金8分増配の2割とした。
- ◎246号棟・立飛ビル3号館の完成 昭和61年11月立川製造所倉庫246号棟（6,413.³⁰m²）ならびに昭和62年3月立飛ビル3号館第一期工事（2,267.⁸⁸m²）の完成。
- ◎自動車整備部門の廃止 昭和39年12月に開業した自動車整備部門は昭和62年6月を以って業務廃止。
- ◎209号棟・222号棟の完成 昭和62年8月立川製造所倉庫209号棟（7,776m²）同11月に222号棟（7,920m²）の完成。
- ◎立飛ビル5・6号館の完成 昭和63年12月立飛ビル5号館（地上5階9,316.⁶²m²）平成元年2月立飛ビル6号館（地上3階3,197.⁴⁰m²）を栄地区に建設した。
- ◎232号棟・221号棟の完成 平成元年9月立川製造所に倉庫232号棟（9,684.⁷⁵m²）ならびに平成2年1月倉庫221号棟（16,881m²）を完成。
- ◎創立65年記念 会社創立65年を記念して、平成2年6月28日株主配当金2割のうち3分の株式配当を行い、資本金6億3千657万7千500円となる。
- ◎立飛ビル3号館第2期工事の完成 平成2年7月立飛ビル3号館第2期工事（4,342.²⁷m²）を完成。

- ◎233号棟の完成 平成3年7月立川製造所に倉庫233号棟（3,616.⁶²m²）を完成。
- ◎提供資産返還15周年記念 平成4年6月26日提供資産返還15周年を記念して、株主配当金5円増配の13円とした。
- ◎立飛ビル7号館の完成 平成4年6月立飛ビル7号館（地上8階9,838.⁶⁷m²）を栄地区に建設した。
- ◎創立70年記念 平成6年6月29日会社創立70年（11月1日）を記念して、株主配当金10円増配し20円とした。
- ◎殉職者50年祭 太平洋戦争中爆撃のため殉職した社員155柱の慰霊50年祭を平成7年4月24日、本社会議室において執り行った。
- ◎一部市街化区域に指定替え 平成7年5月立川製造所一部地域（モノレール軌道周辺約16万m²）が市街化調整区域から市街化区域に指定替えとなる。
- ◎第100期記念 平成8年6月27日第100期を記念して、株主配当金10円増配し20円とした。
- ◎多摩都市モノレール 平成10年11月立川北駅—上北台駅の区間が部分開業し、立川製造所内に立飛駅および高松駅が建設され、平成12年1月立川北駅—多摩センター駅の区間が開業し、全線開通した。
- ◎創立75年記念 平成11年6月29日会社創立75年（11月1日）を記念して、株主配当金20円とした。
- ◎自走式立体駐車場 平成12年9月栄地区に構内の駐車場を集約するため、自走式立体駐車場（地上6階7層10,784.⁴³m²）を完成。
- ◎藤澤社長就任 平成13年5月18日藤澤徹氏第10代代表取締役社長に就任。
- ◎自動車販売複合施設 平成13年10月立川製造所に自動車販売関連複合施設（4,438.³⁹m²）を完成。
- ◎高橋社長就任 平成14年4月1日高橋勝寿氏第11代代表取締役社長に就任。
- ◎1単元の株式数 平成14年10月1日より1単元の株式数を1,000株から100株に変更。
- ◎創立80年記念 平成16年5月26日開催の取締役会において、会社創立80年を記念して、資本準備金を資本に組み入れて資本金12億7千315万5千円とし、平成16年9月30日現在の株主に、1株につき1.1株の割合で株式分割（無償交付）。

◎市街化区域に指定替え 平成16年6月立川製造所全域が市街化調整区域から市街化区域（準工業地域）に指定替えとなる。

■ 株式についてのご案内

- 決 算 期 毎年3月31日
- 定時株主総会 毎年6月
- 配当金の受領
株主確定日 毎年3月31日
- 基 準 日 毎年3月31日現在の最終株主名簿（実質株主名簿を含む）に記載または記録された株主（実質株主を含む）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することができる株主といたします。
この他、必要があるときはあらかじめ公告して定めます。
- 株式上場取引所 東京証券取引所（第2部）
- 名義書換代理人 東京証券代行株式会社 本店
- 事務取扱場所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目4番2号（東銀ビル）
[お問い合わせ先] ☎0120-49-7009
[自動応答による用紙のご請求] ☎0120-16-5805
- 同 取 次 所 東京証券代行株式会社営業所および各取次所（2005年5月23日より中央三井信託銀行株式会社の本店および全国各支店において取次業務を行うことになりましたのでお知らせいたします。なお、みずほインベスターズ証券株式会社の本店および全国各支店での取次につきましては、2005年11月30日をもって終了いたします。）
- 1単元の株式の数 100株
- 公告掲載新聞 日本経済新聞
決算公告は第108期より当社ホームページ（<http://www.tachihi.co.jp/>）において掲載しております。